

慶長5年7月～同年9月における石田・毛利連合政権の形成について

白 峰 旬

【要 旨】

関ヶ原の戦いに関するこれまでの研究史では、徳川家康の権力形成過程について過大視する傾向がある一方で、石田三成・毛利輝元の権力形成については、常に劣勢に立たされていた、とする見方が顕著であるが、本稿では、こうした点を再検討し、史料的論拠に基づいて、慶長5年7月～同年9月においては、石田・毛利連合政権が形成されていた、という新しい見解を提示した。

【キーワード】

関ヶ原の戦い、石田三成、毛利輝元、石田・毛利連合政権、徳川家康

はじめに

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いに関しては、その戦いに至る政治的・軍事的過程を含めてすでに先学の研究成果が出されているが⁽¹⁾、これまでの研究成果では、徳川家康の権力形成過程について、家康がこの戦いに勝利したという結果論から遡及させて過大視する傾向がある一方で、家康に敵対した石田三成・毛利輝元の権力形成については、この戦いに敗北したという点から、石田三成・毛利輝元の権力基盤は脆弱であり、常に劣勢に立たされていた、という見方が顕著である。

筆者は、こうした見方を是正するため、石田三成・毛利輝元を主流派、徳川家康を非主流派とする見解をすでに提示したが⁽²⁾、その後の考察により、同年7月～同年9月まで石田三成と毛利輝元が連合政権を形成していた、という考察結果を得るに至った⁽³⁾。

これまでの先行研究では、同年7月に石田三成と毛利輝元が連合政権を樹立した、とする指摘は全くされてこなかったが⁽⁴⁾、以下の論拠により、本稿では、大坂の三奉行（長束正家・増田長盛・前田玄以）が徳川家康を弾劾した「内府ちかひの条々」⁽⁵⁾を出した7月17日に石田・毛利連合政権が成立し、9月15日に関ヶ原の戦いで敗北するまでの約2ヶ月間は政権として政治的に機能していた、と考えられることを指摘しておきたい。石田・毛利連合政権は、二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）・四奉行（石田三成・長束正家・増田長盛・前田玄以）という体制で政権中枢が構成されている。このことは、8月25日付で上杉景勝が発給した書状⁽⁶⁾の宛所がこの6名であることや、信濃一国の仕置を真田昌幸に命じることをこの6名から申し遣わした事⁽⁷⁾がその証左となる。上杉景勝は五大老の1人であり、石田・毛利連合政権に同調して国許で軍事行動をおこしていたが⁽⁸⁾、上方にいて豊臣秀頼を直接推戴する状況になかったため、毛利輝元・宇喜多秀家と

共に連署状に連署することはなかった。よって、上杉景勝は政権中枢の構成メンバーには入っていないと考えられる。なお、この二大老・四奉行体制については、布谷陽子氏がすでに指摘しているところであるが⁹⁾、石田・毛利連合政権として政権論に結び付けて、石田・毛利連合政権が成立したということには論及していないので、その点は布谷氏の見解とは異なる部分である。

石田・毛利連合政権成立の論拠について

【1】石田・毛利連合政権成立の論拠 (その1)…豊臣秀吉の後継者である豊臣秀頼を直接推戴した

上述した慶長5年7月17日付の「内府ちかひの条々」と同日付で、大坂の三奉行（長東正家・増田長盛・前田玄以）が諸大名に対して出した書状は以下のようなものであった。

急度申入候、今度景勝発向之儀、内府公上卷之誓昏并被背大閤様御置目、秀頼様被見捨出馬候間、各申談及楯鋒候、内府公御違之条々別昏二相見候、此旨尤に思召 大閤様不被相忘御恩賞候者、秀頼様へ可有御忠節候、恐々謹言

七月十七日

中川修理殿

御宿所

長大

正家（花押）

増右

長盛（花押）

徳善

玄以（黒印）

これは、三奉行（長東正家・増田長盛・前田玄以）が連署して、中川秀成に出したものであるが⁹⁾、これと同文のものが他の諸大名にも出されているので、諸大名に向けて家康弾劾状を広く周知させたということになる。

内容的には、①この度の家康による上杉討伐は、太閤様（=秀吉）の置目に背き、秀頼様を見捨てて出馬したので、各々（毛利輝元・宇喜多秀家の二大老と石田三成・長東正家・増田長盛・前田玄以の四奉行）が協議して家康と戦争状態に入った、②家康についての「御違之条々」（上述の「内府ちかひの条々」を指す）は別紙に見える（=記した、という意味）、③この旨を尤もに思い、太閤様（=秀吉）の「御恩賞」を忘れていないのであれば、秀頼様へ忠節を尽くすように、というものである。

ここでは、家康の上杉討伐が秀頼を見捨てて（勝手に）出馬したものである、としているので、家康の上杉討伐は公戦ではなく、秀頼の御意には関係がない私戦であるという意味になる。このことを諸大名に周知させたことは重大な政治的意味を持ち、家康の上杉討伐についての大義名分が消失してしまい、上杉討伐の実行は不可能になってしまった。そして、家康による上杉討伐の強行が原因で二大老・四奉行と家康が交戦状態に入ったと宣言したことは、家康が秀吉の置目に背き、その後継者である秀頼を見捨てたとしている以上、家康を豊臣公儀から排除したことを天下に明示したことになる。つまり、家康はこの時点で五大老の1人という政治的地位をも失ったのである。

そのうえで、秀頼への忠節を尽くすように命じたということは、二大老（毛利輝元・宇喜多秀

家)・四奉行(石田三成・長束正家・増田長盛・前田玄以)が、秀頼を直接推戴して政権を掌握している、ということの意味しているのである。この二大老・四奉行のそれぞれの筆頭は毛利輝元と石田三成であるので、石田・毛利連合政権と呼称することにしたい。こうして、家康を公儀から排除する形で7月17日に石田・毛利連合政権が成立した。逆に言えば、「内府ちかひの条々」により公儀性を剥奪された家康は、この時点で秀頼を推戴していない点には注意する必要がある。

【2】石田・毛利連合政権成立の論拠(その2)…毛利輝元が公儀の城郭である大坂城に入城して豊臣秀頼を直接補佐した

上述のように、「内府ちかひの条々」が出された7月17日に、毛利輝元が豊臣政権の所在地である大坂城(公儀の城郭)に入城して秀頼を補佐したことも、重大な意味を持つ。この時、家康の人数は大坂城から排除されている。

石田三成は8月7日付で真田昌幸に対して、①大坂城西の丸に家康の留守居の者500人あまりがいたのを追い出して、伏見城へ遣わした、②大坂城西の丸へは毛利輝元が移った、と報じている⁹¹。このことから、毛利輝元が大坂城西の丸へ入城して、それまで大坂城西の丸に残っていた家康の留守居500人ばかりが追い出されて伏見城へ移ったことがわかる。

天下之儀、てるもと様御異見被成候様にと、奉行衆御申、大坂城御うつりなされ候事、目出度存候、左候ハ、秀頼様へ別心存者あるましく候条、定て目出度しつまり可申候

これは、8月1日付で黒田如水が吉川広家に出した書状の中の一節である⁹²。この内容としては、「天下之儀」について毛利輝元が「御異見」をするように、との大坂奉行衆の申し出により輝元が大坂城へ移ったことは目出度い、としたうえで、そのようになれば秀頼様へ別心をいさぐ者はないと思われるので、必ず目出度く鎮まるであろう、と記している。黒田如水は8月中は九州において軍事行動をおこしておらず、軍事行動を開始するのは9月に入ってからであるが⁹³、この8月1日の時点での上記の内容を見ると、毛利輝元が秀頼を補佐するために大坂城へ入城したことを是認しており、目出度いと賞していることは、右田・毛利連合政権の成立により天下が治まったかのような物言いである。

黒田如水は8月1日の時点では、石田・毛利連合軍につくのか、家康主導軍につくのか、いまだその去就を決していなかったと思われ、この書状の末尾では、「其表」の様子を詳しく聞くため使者を1人下してほしいと述べ、そうすれば、「我等心中」も「貴殿様」へは残らず申し上げるつもりである、と意味深長なことを記している。これは、黒田如水が毛利輝元の今後の軍事行動の出方をさぐるうとしたことを示している。

【3】石田・毛利連合政権成立の論拠(その3)…自らを「公儀」と称した

石田三成が7月晦日付で真田昌幸に出した書状では、前田利長のことは「公儀」に対して「毛頭無疎意覚悟ニ候」と述べている⁹⁴。この書状では、細川忠興を改易した理由として、「彼仁」(=家康)を「徒党」の「大将」として「国乱令雑意本人」である、と記している⁹⁵、石田・毛利連合政権が公儀であるのに対して、家康は単に徒党の大将にすぎない、としている点は重要である。

毛利輝元・宇喜多秀家が連署して8月朔日付で島津忠恒に出した連署状では、国中の人数を召し連れて上洛するように要請し、玉薬・兵糧は「公儀」から命じられる、としている⁹⁶。毛利輝

元・宇喜多秀家の二大老が島津氏に対して出兵要請をしたうえで、「公儀」から玉葉・兵糧を与える、としていることは、石田・毛利連合政権が公儀であると述べていることになる。

石田三成が8月5日付で真田昌幸・同信幸・同信繁に出した書状では、「此節其方之儀、公儀有御奉公、国数可有御拝領儀」⁹⁷としている。これは、この度「其方」が「公儀」へ「御奉公」をして国を拝領すべきである、という意味であり、石田・毛利連合政権が公儀であると述べていることになる。

石田三成が8月10日付で真田昌幸・同信繁に出した書状では、「菟角早々會津へ使者を被立、公儀無御如在、拙者と被仰談候由、可被仰合候」⁹⁸としている。これは、真田昌幸・同信繁から会津の上杉景勝のところへ使者を出して、「公儀」のことについて（上杉景勝が）石田三成と油断なく協議するように伝えてほしいと述べたものである。このことからすると、石田三成は8月10日の時点で公儀を掌握していて、その公儀に関する諸事について、五大老の一人である上杉景勝と協議したいと表明していることがわかる。この点は、石田・毛利連合政権が公儀であり、上杉景勝も公儀を構成するメンバーに加える方向で石田三成が考えていたことを示している。

このように、石田・毛利連合政権サイドが発給した書状において、「公儀」という文言を使用していることは重要な意味を持っている。

【4】石田・毛利連合政権成立の論拠（その4）…政権の所在地である大坂を中心とした上方を完全に掌握していた

増田長盛は、8月14日付で松井康之に対して、「上方、弥一篇相済候」と報じている⁹⁹。このことから、8月14日の時点で、石田・毛利連合政権が上方を完全に掌握していたことがわかる。また、福崎重親は、8月23日付で福崎大膳亮に対して、京・伏見・大坂は「何れも御無事」である、と報じている¹⁰⁰。このように、政権の所在地である大坂を中心とした上方を、8月の時点で石田・毛利連合政権が完全に掌握していたことも政権として成立していたことの証左となる。

【5】石田・毛利連合政権成立の論拠（その5）…大名（細川忠興）を改易にして、近隣の諸大名に城受け取りを命じた

大名を改易にすることは、政権を掌握している政治権力のみがおこなうことができる専権事項であり、封建的支配の根幹にかかわる問題である。そして、大名居城を受け取るということは、その大名を改易にしてその居城を政権が取り上げることを意味した（改易大名の城を受け取ることは本来、公儀が命じる性格のものである）。

越中身上之義、秀頼様は曲事ニ被思食之由候て、丹後隣国衆、城請取ニ被指越、御奉行衆は觸折紙之写披見置候

これは、松井康之・有吉立行が7月晦日付で斎藤利宗（加藤清正家臣）に出した書状の中の一節である¹⁰¹。この内容によれば、細川忠興の身上のことは、秀頼様から曲事に思われて（改易になり）、丹後の隣国の諸大名に対して細川氏の居城（田辺城）を受け取ることが命じられ、そのことを命じた「觸折紙」は大坂奉行衆が出したことがわかる。つまり、石田・毛利連合政権が秀頼の御意として、家康主導軍についた細川忠興を改易処分にしたのである。細川忠興の改易については、上杉景勝が8月25日付で二大老・四奉行に出した書状においても、「羽柴越中、條々被違ニ付而、丹後被召上、国中平均ニ」命じたことは珍重である、と記されている¹⁰²。

細川忠興の改易処分は、石田・毛利連合政権の成立直後に実施された。小野木公郷（丹波福知

山城主)は7月19日付で、(丹後国の隣国である)但馬国・丹波国の諸大名が丹後国(細川氏の領国)へ出陣するので、小野木公郷(丹波福知山城主)も在所へ下ったことを報じている²³⁾。つまり、7月19日の時点で但馬国・丹波国の諸大名は、丹後国への出陣を石田・毛利連合政権からすでに命じられていたことになり、石田・毛利連合政権の成立は上述のように同月17日であることから、細川忠興の改易処分は、石田・毛利連合政権の成立直後に決定されたことになる。この場合、丹後国への出陣としているのは、細川氏が居城である田辺城を石田・毛利連合政権に対して明け渡すことを拒否したため、田辺城を攻撃することになったことを意味している。

このほか、細川氏が九州の豊後国内に領有していた木付城についても、石田・毛利連合政権は城受け取りを命じた(この点については後述する)。

ちなみに、当該期(7月17日～9月15日)に家康が大名を改易処分にした事例はなく、その意味では家康が当該期に政権を掌握していなかった(家康は公儀を体現していなかった)ことがわかる。

なお、上述の経過を勘案すれば、細川忠興は石田・毛利連合政権から改易されたままの状態で関ヶ原の戦いに参戦したことになる。

【6】石田・毛利連合政権成立の論拠(その6)…大名に所領(知行)を与えた

大名に所領を与えることも、政権を掌握している政治権力のみがおこなうことができる専権事項である。中央政権と大名の間における封建的主従関係では、御恩(新恩給与・本領安堵)と奉公(軍役の負担)の関係が根幹をなしており、大名に所領を与えたことは政権が成立していたことの証左となるものである。

当郡之知行拝領候を、第一二被申之条、城請取ニ可参由承候、可為其分候、各一返ニ覚悟仕候

これは、松井康之・有吉立行(木付城代)が7月晦日付で斎藤利宗に出した書状の中の一節である²⁴⁾。この内容は、大友義統が当郡(豊後国速見郡)の知行を(秀頼から)拝領したので、城(木付城)を受け取りに来ることを覚悟している、というものである。つまり、大友義統は秀頼から正式に豊後国速見郡を与えられ、その結果、同郡内に位置する木付城を受け取りに来る、と述べていることがわかる。通説では大友義統が旧領を回復するために豊後国へ来て挙兵した、と説明しているが²⁵⁾、上述のように大友義統はすでに正式に豊後国速見郡を拝領していたことから²⁶⁾、こうした説明は誤りであることがわかる。

其城之儀、大友方へ従 秀頼様被遣之由候て、差下之由候、上関迄迄被下候由、我等所へ申越候

これは、加藤清正が8月28日付で松井康之・有吉立行に出した書状の中の一節である²⁷⁾。この内容は、「其城」(=木付城)のことは、秀頼様より大友義統へ与えたので、大友義統は上関(周防)辺りまで下ってきた、との報告があった、というものである。この記載からは、木付城が秀頼から大友義統へ正式に与えられたことがわかる。

(マツ) 大伴よしむねへ当郡之義、奉行衆方進之、中国まで被下候由候

これは、松井康之が8月28日付で加、山少右衛門・牧新五（細川家家臣）に出した書状の中の一節である⁹⁸。この内容は、大坂の奉行衆より大友義統へ当郡（豊後国速見郡）が与えられ、中国地方まで大友義統が下ってきた、と述べたものである。

大坂の奉行衆より大友義統へ豊後国速見郡が与えられた、とするこの記載と、上述のように、木付城が秀頼から大友義統へ与えられた、とする記載は、意味的には同じことを述べている。よって、この2つの記載を総合して考えると、秀頼を推戴する石田・毛利連合政権から大友義統に対して、豊後国速見郡と同郡内に位置する木付城が与えられた、ということになる。

その証左として、木付城受け取りのため、太田一成（豊後白杵城主太田一吉の子）を遣わすので、早々に城を明け渡すように命じた8月4日付の松井康之宛連署状が2通（毛利輝元・宇喜多秀家の二大老が連署したものが1通、長束正家・石田三成・増田長盛・前田玄以の四奉行が連署したものが1通）出されている⁹⁹。このように、同内容の連署状が二大老と四奉行でそれぞれ別に出されていることは、石田・毛利連合政権が二大老と四奉行で構成されていることを示すものと言える。なお、太田一成は8月13日付で松井康之に対して、木付城を受け取るように（大坂の）奉行衆から命じられたので、昨日（上方より国許の豊後白杵へ）下ったことを報じ、（大坂の）奉行衆の折紙を松井康之に進上するので、その返事により重ねて御意を得たい旨を伝えた¹⁰⁰。しかし、松井康之は木付城の明け渡しを拒否したまま、その後、石垣原合戦がおこなわれた。

上記以外に、石田・毛利連合政権が大名に知行を与えた事例としては次のケースがある。慶長5年8月5日付で毛利輝元・宇喜多秀家は連署して、鍋島勝茂・毛利勝永に対し、「秀頼様御感不斜候」として、伏見城攻撃の戦功を賞して知行3000石を与えた¹⁰¹。二大老が連署して、「秀頼様」からの褒賞として知行3000石を大名に与えたということは、この場合の大名への知行給与は四奉行ではなく二大老がおこなったという点と、二大老が秀頼を直接推戴していたという点が確認できる。

この点に関連して、石田三成は8月6日付で真田昌幸に対して、この度の伏見城攻撃で手柄を立てた九州の諸大名に対して、近江国内における家康の知行10万石を割り付けて与えた、と報じている¹⁰²。よって、上記の鍋島勝茂・毛利勝永に対して与えられた知行3000石は、この家康の知行10万石の中から与えられたことがわかる。このように、家康の知行10万石が石田・毛利連合政権によって解体されたことは、この時点で同政権が権力を掌握していたことを示すとともに、自分の近江国内における知行が解体されてしまった家康は、この時点で公儀を体現していなかったことを示している。

なお、家康は8月には細川忠興に対して丹後だけでなく但馬一国を与えると記した書状を出したほか¹⁰³、伊達政宗に対して刈田郡・伊達郡など七郡を与えると記した書状（通称「百万石の御墨付」）を出した¹⁰⁴。また、加藤清正に対して肥後・筑後両国を与えると記した書状も出している¹⁰⁵。しかし、戦後、細川忠興に与えられたのは但馬国ではなく、遠国の豊前一国と豊後二郡であり、伊達政宗に与えられたのは刈田郡だけであった。そして、戦後、加藤清正に与えられたのは肥後一国であって、筑後国は与えられていない。つまり、これらの書状は具体的な石高の記載もない空手形であって（ただし、政宗宛のものは、上記の書状¹⁰⁶とは別に、知行高を記載した知行目録¹⁰⁷が存在する）、この時点（8月）で家康が公儀を体現していなかったため、正式な所領の給与とは意味が異なるので、その点には注意する必要がある。

まとめ

以上の【1】～【6】の諸点は、当該期（7月17日～9月15日）に石田・毛利連合政権が成立

し機能していた論拠となり得るものである。

このように、豊臣秀吉の後継者である豊臣秀頼を直接推戴し、公儀の城郭である大坂城から家康の留守居を排除して毛利輝元が大坂城に入城し、石田三成が大名に対して「公儀」への「御奉公」を指図していることは、石田・毛利連合政権が成立していたことを明確に示している。そして、大名への知行宛行や大名の改易をおこない得たことは、政権として機能していた証左となる。こうした背景があったからこそ、後述するように8月には西日本の諸大名の大規模な軍事動員が現実的に可能であったのである。このことは諸大名（九州・四国・中国など西国の諸大名）から石田・毛利連合政権が承認されていたことを示している。

例えば、8月19日付で島津義弘が島津忠恒に出した書状では、九州の諸大名は過半が在京して、現在、秀頼様の御用に立っている、と記している⁸⁸。この記載は、石田・毛利連合政権が秀頼を推戴して西日本の諸大名に軍事動員をかけて、8月19日の時点で、その軍事動員が成功していたことを如実にあらわしている。このように、公儀から排除した家康を討伐するため、石田・毛利連合政権として西日本の諸大名に軍役を賦課して上方に動員したことは、家康討伐のために秀頼を推戴して公式に軍事指揮権を行使・発動したことを意味すると考えられる。

そして、石田・毛利連合政権の政権形態という点では、公儀から家康を排除した形でのより純化された豊臣政権と見ることができる。この戦いにおける豊臣政権のとらえ方については、次に提示する島津義弘書状の記載内容が的確なとらえ方をしている。8月20日付で島津義弘が本田正親に出した書状では、関東と京都の「御弓箭」(=戦争)である、と記している⁸⁹。この記載からすると、豊臣政権(=京都)VS家康(=関東)という対立の構図でとらえている点は重要である。島津義弘があえて大坂と記さずに京都と記したのは、関白であった秀吉のことを念頭に置いていると推測され、慶長3年(1598)に秀吉はすでに死去しているが朝廷の所在地である京都を掌握している現在の豊臣政権(=石田・毛利連合政権)と、政権の所在地から遠く離れた関東の一大名である家康との対立の図式というとらえ方は、この戦いの本質を端的にあらわしていると言えよう。

こうした石田・毛利連合政権の位置付けに対して、「内府ちかひの条々」が出されたことにより公儀から完全に排除された家康は、石田三成がいみじくも上記の書状⁹⁰で表現したように、単なる「徒党」の「大将」にしかすぎなかったのである。よって、当該期の家康(関ヶ原での勝利以前)は公儀を体現していなかったことは明らかである。

これまでの通説では、東軍・西軍⁹¹というように、両者を対等の立場として位置付けて論じていたが、上述のように、石田・毛利連合政権が公儀であり(その意味では、石田・毛利連合軍=石田・毛利公儀軍という位置付けになる)、家康は公儀から排除された立場であったことを考慮すると、関ヶ原の戦いの当日(9月15日)までは両者の権力差(政治的正統性の有無)は歴然としていたことがわかる。

今後は、関ヶ原の戦いに至る政治体制の時系列的経過を考察する場合、上述のように、当該期において、石田・毛利連合政権が成立し機能していた、とする視点が必要になるであろう(石田・毛利連合政権の概念図については図1参照)。

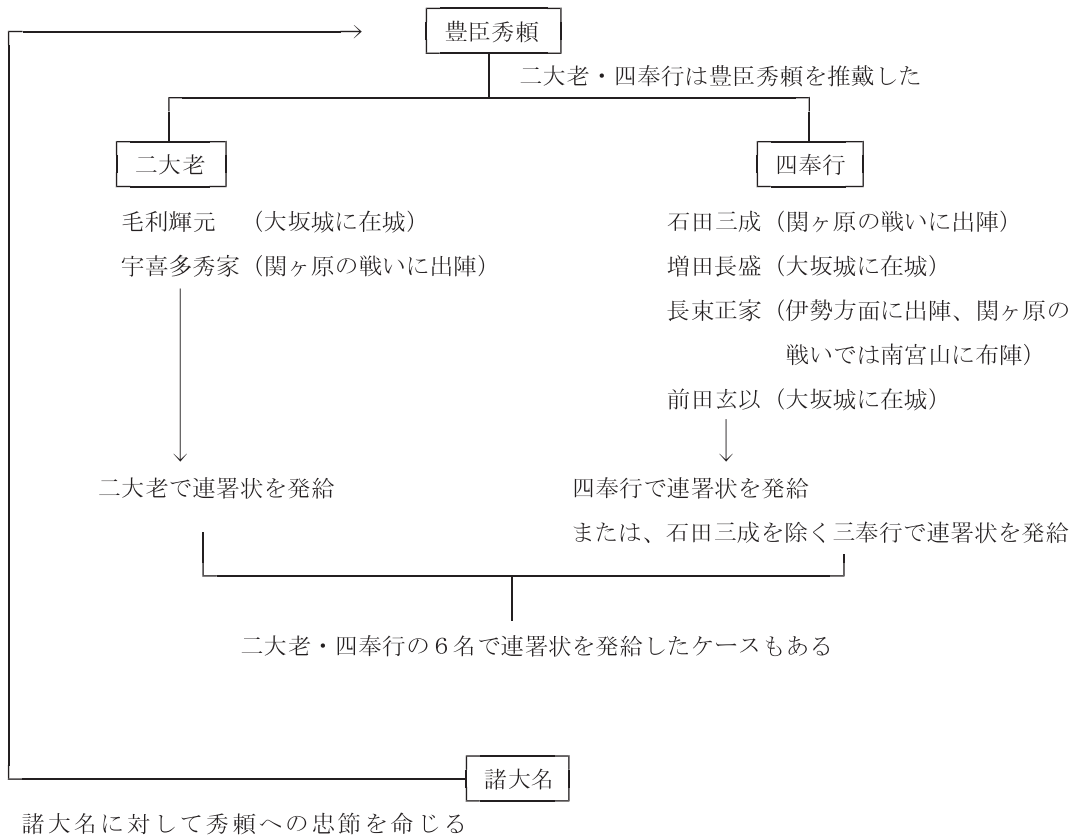
[註]

- (1) 笠谷和比古『関ヶ原合戦－家康の戦略と幕藩体制－』（講談社、1994年）、笠谷和比古『関ヶ原合戦と近世の国制』（思文閣出版、2000年）、笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』（戦争の日本史17）（吉川弘文館、2007年）、小和田哲男『関ヶ原から大坂の陣へ』（新人物往来社、1999年）、光成準治『関ヶ原前夜－西軍大名たちの戦い』（日本放送出版協会、2009年）、など。
- (2) 拙稿「関ヶ原の戦いに関する再検討」（『別府大学大学院紀要』10号、別府大学大学院文学研究科、2008年）、拙稿「関ヶ原合戦の新解釈・石田三成こそが主流派であった」（『別冊歴史読本・石田三成－復権！400年目の真実』、新人物往来社、2009年）、拙稿「慶長5年の上杉景勝 VS 徳川家康・伊達政宗・最上義光攻防戦について－関ヶ原の戦いに関する私戦復活の事例研究（その1）－」（『史学論叢』40号、別府大学史学研究会、2010年）。また、前掲・拙稿「関ヶ原の戦いに関する再検討」、「関ヶ原合戦の新解釈・石田三成こそが主流派であった」、「慶長5年の上杉景勝 VS 徳川家康・伊達政宗・最上義光攻防戦について－関ヶ原の戦いに関する私戦復活の事例研究（その1）－」では、これまでの東軍・西軍という呼称について再検討し、関ヶ原の戦いに至る政治状況（政治的抗争の過程）を考えると、この抗争は豊臣政権内部における権力闘争という性格を強く持っているため、本質的には石田三成・毛利輝元連合軍 VS 徳川家康主導軍という区分の方が至当である、という点を指摘し、これまでのような東軍・西軍という呼称を使用せず、石田・毛利連合軍、家康主導軍という呼称を使用した。よって、本稿においても東軍・西軍という呼称は使用せず、石田・毛利連合軍、家康主導軍という呼称を使用する。
- (3) よって、これまで筆者が提示した石田三成・毛利輝元を主流派、徳川家康を反主流派とする見解については訂正し、当該期（慶長5年7月～同年9月）において石田三成・毛利輝元の連合政権が形成されており、家康は石田・毛利連合政権に敵対する立場にいた（つまり、家康は石田・毛利連合政権によって公儀から排除〔除外〕される立場にいた）、とする見解を今後は提示することとしたい。
- (4) この時期（慶長5年7月以降）における公儀の政治体制について、宮本義己「内府（家康）の公儀掌握と関ヶ原合戦」（『大日光』76号、日光東照宮発行、2006年）では「家康東征の留守を突いて急造されたクーデターに等しい俄か公儀」と指摘されている。また、山本博文「統一政権の登場と江戸幕府の成立」（『日本史講座』5〈近世の形成〉、東京大学出版会、2004年）では、「慶長5年7月、石田三成が家康に反旗を翻し、五大老の一人だった毛利輝元を大将に戴くと、西軍の指導層である毛利輝元・宇喜多秀家の二大老が「公儀」を称した。（中略）ここでの「公儀」はあきらかに西軍を指しているが、それは秀頼を王とする豊臣王権にはかならない」と指摘されている。こうした見解において、石田・毛利連合政権が樹立された、という指摘はされていない。
- (5) 「筑紫古文書」（『大阪編年史』3巻、大阪市立中央図書館、1967年、96～97頁）。
- (6) 米山一政編『真田家文書』上巻（長野市、1981年発行、2005年改訂、59号文書）。
- (7) 『歴代古案』第4〈史料纂集〉（続群書類従完成会、2000年、1282号文書）。
- (8) 前掲・拙稿「慶長5年の上杉景勝 VS 徳川家康・伊達政宗・最上義光攻防戦について－関ヶ原の戦いに関する私戦復活の事例研究（その1）－」。
- (9) 布谷陽子「関ヶ原合戦と二大老・四奉行」（『史叢』77号、日本大学史学会、2007年）。
- (10) 『中川家文書』（神戸大学文学部日本史研究室編、臨川書店発行、1987年、87号文書）。

- (11) 前掲註（7）に同じ。
- (12) 『大日本古文書』〈吉川家文書之二〉（東京帝国大学編纂・発行、1926年、950号文書）。
- (13) 拙稿「慶長5年の九州における黒田如水・加藤清正の軍事行動（攻城戦と城受け取り）－関ヶ原の戦いに関する私戦復活の事例研究（その2）－」（『史学論叢』41号、別府大学史学研究会、2011年）。
- (14) 前掲・米山一政編『真田家文書』上巻（51号文書）。
- (15) 前掲註（14）に同じ。
- (16) 『鹿児島県史料・旧記雑録後編三』（鹿児島県、1983年、561～562頁）。『大日本古文書』〈島津家文書之二〉（東京大学史料編纂所編纂、東京大学出版会発行、1971年復刻、1092号文書）。
- (17) 前掲・米山一政編『真田家文書』上巻（55号文書）。
- (18) 『大日本古文書』〈浅野家文書〉（東京大学史料編纂所編纂、東京大学出版会発行、1979年復刻、113号文書）。
- (19) 図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』（八代市立博物館未来の森ミュージアム、1998年、参28号文書）。
- (20) 前掲『鹿児島県史料・旧記雑録後編三』（568頁）。
- (21) 『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2（八代市立博物館未来の森ミュージアム、1997年、425号文書）。
- (22) 前掲註（6）に同じ。
- (23) 前掲・図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』（19号文書）。
- (24) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2（422号文書）。
- (25) 大友義統の動向として、「慶長5年（1600）9月、大友吉統は安芸（広島県）を経て豊後に入った。捲土重来を策すためだ。」（『大分の歴史』5巻、大分合同新聞社、1977年、92～93頁）という説明がされているほか、石垣原合戦について「1600年（慶長5）、大友家再興を悲願とした大友吉統を中心に、吉弘統幸ら旧大友家臣で編成された大友勢と、黒田如水を総大将とする徳川勢とが別府市石垣原で展開した合戦」（『大分百科事典』、大分放送大分百科事典刊行本部編集、株式会社大分放送発行、1980年、29頁）と説明されている。こうした説明における「捲土重来」とか「大友家再興を悲願」というのは、大友義統による旧領回復のための挙兵を意味すると考えられる。
- (26) よって、「9月15日には、西軍（反徳川）に味方して挙兵したかつての豊後の領主大友義統を石垣原の戦いで破っている」（注：下線引用者）（『一冊でわかるイラストでわかる図解戦国史』、成美堂出版、2009年、120頁）という記載については、再検討が必要であることがわかる。
- (27) 図録『松井家三代－文武に生きた人々』（八代市立博物館未来の森ミュージアム、1995年、148頁）。
- (28) 『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3（八代市立博物館未来の森ミュージアム、1998年、445号文書）。
- (29) 『関ヶ原合戦史料集』（藤井治左衛門編著、新人物往来社発行、1979年、204～205頁）。
- (30) 前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3（441号文書）。
- (31) 『佐賀県近世史料』1編2巻〈勝茂公御年譜、勝茂公譜考補〉（佐賀県立図書館編集・発行、1994年、214～215頁）。
- (32) 前掲註（7）に同じ。

- (33) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻 (日本学術振興会、1959年、571頁)。
- (34) 『大日本古文書』〈伊達家文書之十〉 (東京帝国大学編纂・発行、1914年、3282号文書)。
- (35) 前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻 (572頁)。
- (36) 前掲註 (34) に同じ。
- (37) 前掲『大日本古文書』〈伊達家文書之十〉 (3283号文書)。
- (38) 前掲『鹿児島県史料・旧記雑録後編三』 (565頁)。
- (39) 前掲『鹿児島県史料・旧記雑録後編三』 (567頁)。
- (40) 前掲註 (14) に同じ。
- (41) 藤井讓治『集英社版・日本の歴史-江戸開幕』12巻 (集英社、1992年)、池上裕子『日本の歴史・織豊政権と江戸幕府』15巻 (講談社、2002年) をはじめとして、通史関係の概説書では、両陣営を東軍・西軍として区分している。

図1 石田・毛利連合政権（慶長5年7月17日～同年9月15日）



石田・毛利連合政権成立の論拠

- 【1】 豊臣秀吉の後継者である豊臣秀頼を直接推戴した
- 【2】 毛利輝元が公儀の城郭である大坂城に入城して豊臣秀頼を直接補佐した
- 【3】 自らを「公儀」と称した
- 【4】 政権の所在地である大坂を中心とした上方を完全に掌握していた
- 【5】 大名（細川忠興）を改易にして、近隣の諸大名に城受け取りを命じた
- 【6】 大名に所領（知行）を与えた